

# 収支内訳書(農業所得用)の書き方

～農業所得の申告に向けて～

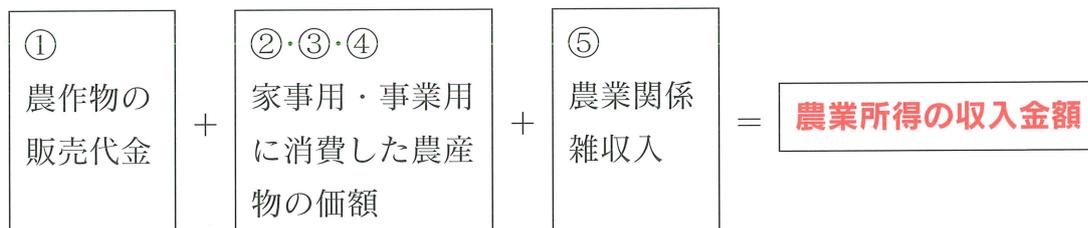
## 農業所得の収入金額

### 1. 次のものが収入金額になります。

- ①農作物の販売金額……………出荷の際の手数料等が差し引かれる前の販売代金  
そのまま収入金額となります。
- ②家事用に消費した農産物 }  
③親類等に贈与した農産物 } ……………消費等をしたときの生産者販売価額が  
④事業用に消費した農産物 } ……………収入金額となります。
- ⑤その他農業に関連して得た収入等……………そのままの金額が収入金額となります。

(注意) ⑤の「その他農業に関連して得た収入」には、受託作業料、中山間地域等直接支払交付金制度の交付金、その他農業関係補助金等を含みます。

### 2. 収入金額の計算



※年末年初における在庫の農産物の価額は考慮していません。

#### 《農業収入の参考資料》

- 米、トマト等を出荷している農業所得者が、一部を青空市（100円市）等に妻等他の名義で出荷した場合も農業所得者の収入として計上します。  
※原則的に農業所得者は一世帯に一人です。
- 農地に設置してある電柱等敷地料を受け取ったときは不動産所得として計上します。ただし、他に不動産所得がない場合には農業所得の雑収入に計上してもかまいません。
- 親戚・近所に栽培している農作物を送ったときは代金を貰わなくても自家消費分として農業所得の収入として計上します。

(注意)

免税牛の取扱いについては、水稲および農産物の経費と牛の経費は別々に記入して下さい。

領収証・レシートは大切に  
保管しておきましょう

# 農業所得の必要経費

1. 次のもの等が必要経費となります。ただし、農業用以外にも使用するものであれば、農業用に係る部分のみが必要経費となります。

項目	具体的な内容
雇人費	⑧ 常雇、臨時雇人費等の労賃、賄い費等
小作料・賃借料	⑨ 地主に支払う田畑等の農地・建物の借料 農機具等の賃借料、農協等の共同施設利用料
減価償却費	⑩ 農業用建物、農機具、車両等の償却費
貸倒金	⑪ 売掛金、未集金等の債権で、回収することができなくなった場合の損失金
利子割引料	⑫ 農業用資産等の購入に係る借入金の支払利息
租税公課	⑬ 固定資産税、不動産取得税、農業用自動車税、水利費等 ※固定資産税は田畑等、農業用資産に係る固定資産税のみが対象となります
種苗費	⑭ 種もみ、種子、苗等の購入費用
素蓄費	⑮ 子牛、子豚、ひな などの取得費及び種付料
肥料費	⑯ 肥料の購入費用
飼料費	⑰ 飼料の購入費用
農具費	⑱ 取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の農具の購入費用
農薬衛生費	⑲ 農薬の購入費用、共同防除費等
諸材料費	⑳ ビニール、むしろ、なわ、釘等の購入費用
修繕費	㉑ 農機具、農業用自動車、農業用建物等の修理に要した費用
動力光熱費	㉒ 農業に要した電気、水道等の料金及び、軽油、ガソリン等の農業用機械の油代
作業用衣料費	㉓ 作業衣、長靴、軍手等の購入費用
農業共済掛金	㉔ 水稻、農業用自動車に係る共済掛金や家畜共済掛金(死亡牛分を除く)
荷造運賃手数料	㉕ 出荷の際の包装費用、運賃、市場等に支払う手数料
土地改良費	㉖ 土地改良事業の受益者負担金(永久資産取得費対応部分を除きます)、客土費用
雑費	㉗ 上記以外の費用で農業に関連して支払う費用(事務用品代等)

## 《必要経費の参考資料》

- 農機具の購入価格が10万円以上の場合は原則として減価償却資産として計上します。
- 災害による損壊個所の復旧費は必要経費（修繕費）として計上します。ただし、資産価値を高めたり耐久性を増す等、資本的支出となるものは除きます。
- 租税公課、動力光熱費等について農業用と家事用がある場合は、各々に使用割合などにより按分してください。